

# 食品安全委員会第1006回会合議事録

1. 日時 令和7年12月16日（火） 14：00～14：27

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 8品目

(農林水産省からの説明)

ピロキロン

S-メトラクロール (メトラクロール)

(消費者庁からの説明)

アシノナピル

イプトリアゾピリド

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル

ピフルブミド

ピロキロン

フェンメディファム

メタラキシル及びメフェノキサム

メトラクロール

・遺伝子組換え食品等 1品目

(消費者庁からの説明)

DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

農林水産省 石岡農産安全管理課長

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

消費者庁 野坂新開発食品保健対策室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について<ピロキロン>
- 資料 1 - 2 食品健康影響評価について<S-メトラクロール (メトラクロール)>
- 資料 1 - 3 「ピロキロン」及び「S-メトラクロール (メトラクロール)」の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 4 食品健康影響評価について<アシノナピル>
- 資料 1 - 5 食品健康影響評価について<イプトリアゾピリド>
- 資料 1 - 6 食品健康影響評価について<キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル>
- 資料 1 - 7 食品健康影響評価について<ピフルブミド>
- 資料 1 - 8 食品健康影響評価について<ピロキロン>
- 資料 1 - 9 食品健康影響評価について<フェンメディファム>
- 資料 1 - 10 食品健康影響評価について<メタラキシル及びメフェノキサム>
- 資料 1 - 11 食品健康影響評価について<メトラクロール>
- 資料 1 - 12 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 13 食品健康影響評価について<DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン>

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1006回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の石岡農産安全管理課長、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長、野坂新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1006回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は13点でございます。

資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 が農薬 2 品目「ピロキロン」「S-メトラクロール (メトラ

クロール)」に係る農林水産省からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-3がこれらに係る農林水産省からの説明資料「『ピロキロン』及び『S-メトラクロール(メトラクロール)』の食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について」、資料1-4から1-11までが農薬8品目「アシノナピル」、「イプトリアゾピリド」、「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」、「ピフルブミド」、「ピロキロン」、「フェンメディファム」、「メタラキシル及びメフェノキサム」、「メトラクロール」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-12がこれらに係る消費者庁からの説明資料「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料1-13が「食品健康影響評価について<DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン>」。

以上でございます。不足等はありませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
---

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1及び1-2にありますとおり、農林水産大臣から12月10日付で農薬2品目について、資料1-4から1-11にありますとおり、内閣総理大臣から12月10日付で同じ農薬2品目を含む農薬8品目について、資料1-13にありますとおり、内閣総理大臣から12月10日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請があり

ました。

それでは、農薬2品目について、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡と申します。よろしく願います。

それでは、資料1-3に基づきまして説明させていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますものは、農薬の再評価に係る2つの農薬でございます。

資料1-3を1枚めくっていただきまして、今回の2つの農薬のうち、まず1つ目の「ピロキロン」でございますけれども、これは殺菌剤でございます、日本では1985年に登録され、稲に使用されているところでございます。食品安全委員会では1回評価いただきまして、ADI及びARfDが設定されているものとなります。

1枚めくっていただきまして、2つ目の「S-メトラクロール」でございます。このS-メトラクロールですけれども、S体とR体の混合物でございます、S体を80%以上含んだものでございます。これは除草剤でございます、日本では2010年に登録されまして、とうもろこし、かんしょなどの栽培時に使用されております。食品安全委員会では1回評価いただきまして、ADIが設定されているところでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしく願います。

○山本委員長 ありがとうございます。

続いての御説明をお願いしたいと思いますが、また同じ農薬2品目を含む農薬8品目について、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。資料1-12をめくっていただきまして、別添1の2ページ目からを御覧ください。

1品目めは「アシノナピル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値の設定要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺ダニ剤でございます。

日本におきましては、かんきつ、りんご等に農薬登録がなされており、今回、はすいも、茶等への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておりますが、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージー

ーランドにおいて基準値は設定されておられません。

食品安全委員会ではこれまで2回評価をいただいております、ADIは0.04 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされております。

続きまして、2品目めは農薬「イブトリアゾピリド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う畜産物を含む残留基準値設定の要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきまして、農薬登録はなされておらず、今回、移植水稻、直播水稻への新規登録申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドで基準値は設定されておられません。

食品安全委員会での評価は今回が初回となります。

続きまして、3品目めは農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会での審議を行っております。

用途は除草剤です。

日本におきましては、だいで、ばれいしょ等に農薬登録がなされており、今回、茶、なたねへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国で大麦、小麦等、欧州でにんじん、トマト等に基準値が設定されております。

食品安全委員会ではこれまで3回評価をいただいております、ADIは0.009 mg/kg 体重/日、ARfDは0.3 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADI、ARfDを超えないことを確認しております。

続きまして、4品目めは農薬「ピフルブミド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって農薬・動物用医薬品部会での審議を行っております。

用途は殺ダニ剤でございます。

日本におきましては、かんきつ、かき等に農薬登録がなされており、今回、パッション

フルーツ及び食用花への適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされておりますが、国際基準は設定されておられません。諸外国においては、米国で茶に基準値が設定されております。

食品安全委員会ではこれまで3回評価をいただいております、ADIは0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDは0.09 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

続きまして、5品目めは農薬「ピロキロン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて健康影響評価をお願いするものでございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国、カナダ、欧州、豪州及びニュージーランドで基準値は設定されておられません。

食品安全委員会ではこれまで1回評価をいただいております、ADIは0.019 mg/kg 体重/日、ARfDは0.2 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、6品目めは農薬「フェンメディファム」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品目につきましては、先だって農薬・動物用医薬品部会で審議を行っております。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、てんさいに農薬登録がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国においては、米国でてんさい、ほうれんそう等、欧州でてんさい、いちご等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで2回評価をいただいております、ADIは0.046 mg/kg 体重/日、ARfDは設定の必要なしとされております。

また、暴露評価を行っております、ADIを超えないことを確認しております。

続きまして、7品目めは農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準の設定の要請及び農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされたことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、農薬として、みかん、ばれいしょ等に農薬登録がされており、今回、さといもへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はアボカド、キャベツ等に設定されております。諸外国においては、米国でりんご、アスパラガス等、欧州でたまねぎ、ぶどう等に基準値が設定されております。今回、たまねぎ及びラズベリーへのインポートトレランスによる残留基準の設定要請がなされております。

食品安全委員会ではこれまで4回評価をいただいております、ADIは0.08 mg/kg 体重/日、ARfDは0.5 mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、8品目は農薬「メトラクロール」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に伴う連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

先ほど農林水産省におきましては、S-メトラクロールとして御説明いただきましたが、消費者庁におきましては、本品目は2種の光学異性体が存在するラセミ体ということで、メトラクロールとして資料を作成してございます。

用途、日本における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりになります。

国際機関、海外の状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国で豆類、ばれいしょ等、欧州でかんきつ類、核果類等に基準値が設定されております。

食品安全委員会ではこれまで1回評価をいただいております、ADIは0.097 mg/kg 体重/日と設定されております。

最後になりますが、今回、改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2として前回の評価時点からの追加データの状況を列記しております。このうちキザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、ピフルブミド、フェンメディファムにつきましては、暴露評価の結果として食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議資料を提出しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

まず、農薬「ピロキロン」及び「メトラクロール」につきましては、農林水産省及び消費者庁から御説明のありましたとおり、農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請であり、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するということがいかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「ピロキロン」及び「メトラクロール」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日、私が指定し、指定し次第、速やかに本委員会において報告させていただきます。

次に、消費者庁から説明のありました農薬「フェンメディファム」につきましては、令和6年7月31日付で内閣総理大臣宛てに農薬の再評価として食品健康影響評価結果を通知しており、今回再評価において設定された許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づく暴露評価結果のみが報告され、ADI及びARfDを超えないことが確認されたことから、食品安全基本法第11条第1項第2号「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を内閣総理大臣に通知するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、農薬「アシノナピル」、「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」、「ピフルブミド」並びに「メタラキシル及びメフェノキサム」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「アシノナピル」については植物代謝試験等が、「メタラキシル及びメフェノキサム」については小核試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められます。

農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」並びに「ピフルブミド」については、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ本委員会の審議に先だつて実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。評価要請に当たり、委員会が既に決

定しているADI及びARfDに影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。

このため、同委員会決定の1の(2)の②の規定に基づきまして、本件は評価書を改訂することなく、評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」並びに「ピフルブミド」につきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によれば、農薬「アシノナピル」並びに「メタラキシル」及び「メフェノキサム」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。

農薬「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」並びに「ピフルブミド」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」のグループADIを0.009 mg/kg 体重/日、グループARfDを0.3 mg/kg 体重と設定する。「ピフルブミド」のADIを0.0073 mg/kg 体重/日、ARfDを0.09 mg/kg 体重と設定するという内容をリスク管理機関へ通知するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「アシノナピル」及び「イプトリアゾピリド」については農薬第二専門調査会において、「メタラキシル及びメフェノキサム」については農薬第三専門調査会において審議することといたします。

石岡課長、境室長、どうもありがとうございました。

続いて、遺伝子組換え食品等1品目についてです。

それでは、消費者庁の野坂新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○野坂新開発食品保健対策室長 よろしく申し上げます。消費者庁新開発食品保健対策室でございます。

「DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン」に係る食品健康影響評価についてでございます。資料1-13を御覧ください。

まず1. 趣旨でございますが、本品目については、長瀬産業株式会社というところから遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がなされております。

2. 評価依頼品目の概要でございますが、品目名は「DN-E4株を利用して生産されたL-エルゴチオネイン」で、宿主は*Escherichia coli* K-12株の派生株を宿主として、そこに導入遺伝子としてL-エルゴチオネインの生合成経路に関与する遺伝子などを導入しております。遺伝子組換えの目的は、生産性の向上というところでございます。

3. でございますが、生産されるL-エルゴチオネインについては、抗酸化作用を有しております。栄養補助食品として使用されるものでございます。用途、使用形態などは従来品と同じでございます。

4. でございますが、申請者からは、本申請品目について、欧州や米国など一部のサプリメントの販売が承認制などになっている国において承認された製品の規格と同等の品質管理により製造されること、2つ目の製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物が除去されていること、3つ目の従来製品に比べて、特に新しい有害性を示す物質も含有しないことから、遺伝子組換え添加物における高度精製の考え方が準用できるのではないかというようなコメントをいただいております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

野坂室長、どうもありがとうございました。

## (2) その他

○山本委員長 本日は、その他として、私から農薬1品目「シアナジン」を調査審議する専門調査会の指定につきまして御報告いたします。

この農薬については、本年8月5日の食品安全委員会第994回会合において、農林水産省及び消費者庁から再評価に係る評価要請の説明がされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについて、後日、私が指定し、報告することとしていたものです。農薬「シアナジン」につきましては、農薬第四専門調査会において調査審議するよう指定いたしましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、12月23日火曜日14時から開催を予定しております。

また、17日水曜日9時30分から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、18日木曜日10時30分から「肥料・飼料等専門調査会」が、15時から「微生物・ウイルス専門調査会」が、19日金曜日10時から「農薬第五専門調査会」が、14時から「添加物専門調査会」が、来週、22日月曜日10時から「農薬第一専門調査会」が、14時30分から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1006回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。